

平成19年1月16日

琴浦町長 田中満雄 様

琴浦町行財政改革審議会

会長 横山國徳

琴浦町行財政改革審議会第1回提言
(補助金・負担金・費用弁償)について

このことについて、別紙のとおり提言します。

補助金・負担金・費用弁償の提言

〔補助金〕

- 1 総抑制として総額を10%カットし、聖域はつくらないこと。ただし、町民生活にいちじるしく支障をきたすもの、町が今後育成するもの等については別途考慮する。
- 2 町単独の10万円以下については、基本的に廃止する。
- 3 国・県補助金については、整理・統合を踏まえ合理化する。
- 4 法人・団体等については、運営状況・定数管理等を精査し見直しをする。

〔負担金〕

- 1 鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県・中部町村会については、関係機関と十分協議し、最大限どこまで経費が削減できるか、積極的に働きかける。
- 2 法人・団体等については、運営状況・定数管理等を精査し見直しをする。

〔費用弁償〕

- 1 非常勤特別職及びその他委員を一本化し、金額は2,000円とする。
- 2 すべての報酬・報償費・手当等について見直しをする。

〔その他〕

- 1 受益者負担の原則にのっとり、すべての手数料及び使用料を洗い直し、金額を検討する。
- 2 税金等の滞納金・未収金の徴収に努める。
- 3 補助金・負担金の効果と評価を検証する専門機関を設ける。